

教育長の臨時代理による事務処理について

令和2年3月13日の教育委員会において、教育長の臨時代理による事務処理の指示を受けた件について、次のとおり臨時代理により事務処理を行ったため、中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第3条第2項の規定に基づき報告する。

1 指示により改正した規則

- (1) 中野区立幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則（平成12年中野区教育委員会規則第8号）
- (2) 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則（平成29年中野区教育委員会規則第12号）

2 事務処理経過

- 3月16日 一部改正規則について、特別区人事委員会の承認
3月18日 教育長の臨時代理による一部改正の決定
3月19日 一部改正規則（令和2年中野区教育委員会規則第5号）の公布

3 改正内容

給与の減額の免除の承認に係る基準に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及びこれに基づく政令等による就業制限、感染を防止するための協力又は検疫法による停留を加える。 (別表関係)

※ 改正文及び新旧対照表は別紙のとおり。

4 施行期日

公布の日（適用は、令和2年3月2日）

中野区立幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則及び中野区立小学校及び中学校教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則

(中野区立幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部改正)

第1条 中野区立幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則(平成12年中野区教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1号中「による交通の制限又は遮断」を「及びこれに基づく政令等による就業制限、交通の制限若しくは遮断若しくは感染を防止するための協力又は検疫法(昭和26年法律第201号)による停留」に改める。

(中野区立小学校及び中学校教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部改正)

第2条 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則(平成29年中野区教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

別表(1)の項中「による交通の制限又は遮断」を「及びこれに基づく政令等による就業制限、交通の制限若しくは遮断若しくは感染を防止するための協力又は検疫法(昭和26年法律第201号)による停留」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の中野区立幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の規定及び第2条の規定による改正後の中野区立小学

校及び中学校教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の規定は、令和2年3月2日から適用する。

【第1条関係】

中野区立幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則新旧対照表

改正案		現行	
第1条・第2条 (略)		第1条・第2条 (略)	
附 則 (略)		附 則 (略)	
別表 (第2条関係)		別表 (第2条関係)	
原因	承認を与える日又は時間	原因	承認を与える日又は時間
(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)及びこれに基づく政令等による就業制限、交通の制限若しくは遮断若しくは感染を防止するための協力又は検疫法(昭和26年法律第201号)による停留	その都度必要と認める日又は時間	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による交通の制限又は遮断	その都度必要と認める日又は時間
(2)~(14) (略)	(略)	(2)~(14) (略)	(略)
(備考) (略)		(備考) (略)	

【第2条関係】

中野区立小学校及び中学校教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則新旧対照表

改正案		現行	
第1条・第2条 (略)		第1条・第2条 (略)	
附 則 (略)		附 則 (略)	
別表 (第2条関係)		別表 (第2条関係)	
原因	承認を与える日又は時間	原因	承認を与える日又は時間
(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)及びこれに基づく政令等による就業制限、交通の制限若しくは遮断若しくは感染を防止するための協力又は検疫法(昭和26年法律第201号)による停留	その都度必要と認める日又は時間	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による交通の制限又は遮断	その都度必要と認める日又は時間
(2)~(14) (略)	(略)	(2)~(14) (略)	(略)
(備考) (略)		(備考) (略)	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の中野区立幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の規定及び第2条の規定による改正後の中野区立小学校及び中学校教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の規定は、令和2年3月2日から適用する。